

新潟県高等学校教職員組合からお知らせ

20年4月1日から会計年度任用職員制度がスタートします。

これまで、臨時・非常勤職員の任用・勤務条件等については各自治体で異なる取扱いとなってきましたが、「同一労働同一賃金」の観点から、統一的に定め適切な運用を確保することを目的とした、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律が17年5月に公布となり、20年4月より施行となります。それに伴い、非常勤職員の方が新たな職である会計年度任用職員として任用されることとなりました。

新潟高教組では、臨時・非常勤職員の処遇改善をとりくみの一つとし、対策委員会の設置や臨時・非常勤職員集会等を行い、課題を集約し県教委と制度設計に向けた交渉を積み重ねてきました。4月1日から新しい制度がスタートし何が変わったのか、説明は受けていますか。以下の点等ご確認頂きたいと思ってお知らせいたします。

○宣誓書の提出

会計年度任用職員は地方公務員法第22条の2を根拠に任用されるため必要

○報酬が日額制（実績給）に変更

それに伴い、一ヶ月の分をその翌月の10日支給（5月、1月は15日）

※4月分は5月に支給となります

実績給となることで、台風・大雪等による臨時休業等が影響する可能性があります

コロナウイルス感染症の影響も危惧されます

○非常勤講師の職務に「成績処理等に関する業務」を追加

対象：学期末、学年末の成績処理業務

（年間6回が上限（標準6回と確認しています。考査の数ではありません））

支給額（裏面参照）

勤務時間は校長が必要な時間を年度初に設定（学校ごとに異なります）

重要！！

○その他、勤務条件・休暇制度の説明

年度当初に説明はありましたか？

★新潟高教組では臨時・非常勤職員の処遇改善に向けたとりくみを行っています。

とりくみの強化には現場のみなさんの力が不可欠です。

臨時職員は月1,000円、非常勤講師は月500円の組合費です。

新潟県高等学校教職員組合への加入をお待ちしています。加入パンフレットもぜひご覧ください。

問い合わせは分会役員（ ）

または高教組本部 ☎025-265-4151 まで

非常勤職員・会計年度任用職員対比表

任用根拠の明確化・適正化

項目	～20/3/31	20/4/1～
一般職の非常勤職員	非常勤職員 (地公法 17 条)	会計年度任用職員 (一般) (新地公法 22 条の 2)
特別職の非常勤職員	嘱託員等 (地公法 3 条 3 項 3 号)	会計年度任用職員 (専門) (新地公法 22 条の 2)
	非常勤講師 (地公法 3 条 3 項 3 号)	会計年度任用職員 (専門) (新地公法 22 条の 2)

任用

条件付き採用	なし	あり (任用後 1 ヶ月)
--------	----	---------------

服務及び懲戒

服務	常勤職員の例による	常勤職員の例による 宣誓書を提出 (地公法適用となるため)
営利企業従事制限	許可制度	届出制度 (合計勤務時間が週 38h45m 以内かつ 1 日 7h45m 以内)

勤務条件等

給付	報酬	一般職 日額 6,130 円/日	現行どおり						
		日額支給以外の非常勤講師 ・ 1 コマ 2,460 円	<ul style="list-style-type: none"> 1 コマ 2,460 円 成績処理業務を行った月に限り支給 <table border="1"> <thead> <tr> <th>週の担当時数 (1 校あたり)</th> <th>支給額/月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1h～ 4h</td> <td>7,380 円</td> </tr> <tr> <td>5h～ 9h</td> <td>12,300 円</td> </tr> <tr> <td>10h～14h</td> <td>17,220 円</td> </tr> </tbody> </table> (6 ヶ月分の支給を基本とする)	週の担当時数 (1 校あたり)	支給額/月	1h～ 4h	7,380 円	5h～ 9h	12,300 円
週の担当時数 (1 校あたり)	支給額/月								
1h～ 4h	7,380 円								
5h～ 9h	12,300 円								
10h～14h	17,220 円								
	期末手当	日額支給の非常勤講師 支給なし	現行どおり 任期 6 月以上、週 29 時間以上勤務で支給						
休暇		有給 (年次休暇、公民権の行使、証人等としての出頭、災害による現住居の滅失等、災害又は交通機関の事故等による出勤困難、忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇)	現行の有給休暇に以下のものを追加 ・ 退勤途上の危険回避 (必要な日・時間)						
		無給 (産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、生理休暇、公務疾病休暇、私傷病休暇、骨髄等ドナー休暇、妊産婦の健康診断、妊婦の健康診断)	現行の無給休暇に以下のものを追加 ・ 妊産疾病 (必要な時間) ・ 妊娠中の通勤緩和 (1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内で必要とされる時間)						

人事評価

人事評価	適用なし	会計年度任用職員として適用
------	------	---------------

再度の任用

任用回数、退職後の取り扱い	(非常勤職員) 再度任用は 4 回が上限	再度任用は 2 回が上限 (専門) の場合 4 回まで任用可となる職もある
	通算 5 年勤務した職員は、退職後 6 か月間任用されない	削除 (待機期間なし)
	(非常勤講師) 任用回数上限なし 退職後待機期間なし	現行どおり
手続き	勤務成績が良好な場合に再度任用することができる	人事評価等に基づく客観的な能力の実証を行った上で再度任用することができる